

庶民金融史に寄せて

—森 嘉兵衛『無尽金融史論』、渋谷隆一・鈴木
亀二・石山昭次郎『日本の質屋』について—

安 澤 み ね

庶民金融の手段である無尽(頼母子)と質屋のそれぞれに関する大著が2冊、昭和57年に刊行された。以下その紹介を行ないながら、若干のコメントを試みてみよう。

東北盛岡の地で営々と学問的研鑽を積み重ねられてきた森嘉兵衛氏(岩手大学名誉教授)は、その著作集10巻の刊行を期され乍ら、業半ばにして昭和56年4月6日に世を去られた。第1回配本の刊行から8年余、その間旧稿の改訂に意を尽されておられたときが、昭和57年に第2冊として『無尽金融史論』が世に送られ、推敲の成果を享受できることとなった。本書はもと昭和37年に『興産相互銀行二十年史』の上巻として上梓されたため、一般に閲読の機会が得にくかった。今回補訂されて、書名もまた一箇の独立した著作であることを示すものとなり、後学の徒に1つの道標を与えることとなった。

本書は「第1章中世無尽金融の展開、第2章近世無尽金融の展開、第3章近世無尽金融の成立と構造、第4章近世無尽金融の変質、第5章明治前期の庶民金融の展開、むすび」からなる462頁の大著である。また付録として「興産相互銀行二十年史の編纂にあたって」「相互銀行とところどころ」の2篇があり、さらに索引9頁が付されて、本書利用の便宜を提供されている。また90に及ぶ表は本書中に引用されている多数の史料文言と共に、本書理解の手段として効果を發揮している。改訂加筆の部分は本書凡例を参照されたい。

本書の章別編成から知られるように、いわば前史としての中世をうけて、近世の叙述に3章346頁(全頁数の75%)をあてておられる。第5章は時代こそ明治に入っているものの、経済の近代化という転換過程での無尽金融については、むしろ近世との連続性を認めておられるから、前3章と合せて、前近代における無尽金融を研究対象とされたといつてよいであろう。『興産相互銀行二十年史』として企画されたとはいえ、本書(というより原著)は相互銀行前史として、わが国庶民金融史への学問的貢献を心がけられたことは明らかである。本書には、昭和6年法政大学卒業以来、孜々として郷土岩手県(東北地方を視野に入れて)の社会経済史研究に打ち込まれ

た著者の、近世地方史料摺摺のすべてが投入されているといえよう。

さて著者の叙述に則して論ずるところを紹介してみよう。第1章においては東北の中世における金融関係史料の理解に資するよう、鎌倉期の史料に現われる「憑子」「憑支」「頼子」「頼支」「憑敷」、室町期の史料に現われる「頼母子」「憑母子」「無尽」などの用語を紹介される。無尽は近世と異なり、はじめ質屋を意味していたが、しだいに頼母子と同義に使われるようになり、近世に入ると「無尽頼母子」と連結して用いられることもあって、頼母子を意味する言葉に変わっていった。本書を〈無尽金融〉と題されたのは、無尽という語に質屋と頼母子の両義性のあったことを意識されたことであろう。質屋と頼母子を一語で表現しようとされたように思われる。

第2章「近世無尽金融の展開」と、第3章「近世無尽金融の成立と構造」と、一見その違いが那邊にあるか不明の主題を付しているのも、実は無尽という語の両義性をあえて採用されたことの結果と思われる。すなわち第2章は質屋金融に、第3章は頼母子金融に、それぞれ力点をおかれたようである。そしてなお、資金調達(使途は不問)という機能をもつが故に、「富籤」をもまた「無尽金融」の射程内に取り込む研究方法がとられる。ここから「家」承継の永続性を目的とした「契約講」における積立金制度もまた著者の論述に取り込まれてしまう。そのため「無尽」で括れる現象と、「金融」でカバーできる現象とが、積み重なりあい、もつれあいながら、著者の博識が披瀝されることとなる。

ところで、第2章では質屋金融が叙述の中心になっているのかといえ、そうでもないようである。第2章では第1節近世の社会経済構造、第2節近世の金融構造、第3節近世の担保金融(不動産および動産担保)、第4節支払猶予令、第5節近世末期の金融恐慌(南部藩銀札・錢札の濫発)という構成をとっており、質屋については第2節の二であつかわれているにすぎない。つまり、第2章は無尽(質屋)というよりも、東北地方での金融制度全般を概観しようとしていることがわかる。とはいえ第

2節「近世の質屋金融」(37~53頁)は、慶長年間から宝暦年間までおこなわれたという仙台藩営の「無尽屋」「工文屋」と称する質屋制度をはじめ、南部藩の無尽屋・質物屋の統制政策、あるいは元文5年(1740)の質屋決算書(閉伊郡豊間根村豊間根家)や文政4年(1821)の質帳集計(八戸藩柴波郡志和村村井家)など、質屋営業実体が紹介されていて得るところが大きい。

第3章においては頼母子が中心にあつかわれている。「第1節近世無尽金融の特質、第2節近世無尽金融の成立、第3節近世無尽の構造、小括」からなる。第2節では資金調達手段としての頼母子を、主催者の性格を基準として3つの類型に分けて説明する。すなわち「藩営・武士無尽、寺社無尽、村落無尽」である。武士無尽には「舩」制度も含めておられる。著者は「舩」制度を無尽類似の制度であるとしながら、「損害保険事業」的性格を有すると見做されている。遠隔地諸藩において江戸詰などの際の支給旅費不足分を補うために行なわれているのが「舩」制度である。江戸詰めとは、著者が言われるような「一種の事故発生」であって事故に対する補償のための準備金であると考えられるよりも、江戸詰任命は当然の家中役負担であり、むしろ出世の階梯なのであるから、藩の補助金も加えての共済積立金的性格を認める方がよいのではなかろうか。「舩」制度の他に、武士の「書物無尽」「武器無尽」の事例は興味深いものである。

寺社無尽の項で修理・修葺のための寺社主催の組織と、祭礼や参詣費用捻出のための氏子・信者主催の組織とが同列に扱われているのは、議論を混乱させるような気がする。

村落無尽の項では、契約講・家作無尽・縄索講・頼まれ無尽の4つについて紹介している。集金機能を果しているこの4つの順序が「村落無尽の成立」にどうかかわっているのか判然としない。

「第3節近世無尽の構造」(142~228頁)は、共同体無尽の規模・掛金の構造・取金の構造・無尽売買及び無尽担保金融からなり、著者がもっとも力を注いだ箇所であろう。

第4章は集金される資金の運用目的が多様化したことを捉えて、「近世無尽金融の変質」と題されたようである。また逆に集金機能を果すが故に、集金的手段・方法の異なる富籤をも金融現象であるとして、同列にあつかう研究方法がここでも貫かれているため、〈無尽の富籤化〉という発想で論を起こされて、これも変質の1つに数えられている。すなわち、第4章の「第1節共済無尽の生産無尽化」という主題提示のあとをうけて、「第2

節寺社富籤興行」にかなりの頁数(235~272頁)をさいている。しかし著者も富籤の射倖性の故に取締りが強化されたとし、「富籤の名をはばかって万人講・千人講・百人講という名称でカモフラージュ」されたと指摘しているように、特定参加者の同意にもとづく頼母子講と、不特定多数への無差別販売である富籤とは、講の名称をもっていても名と実を区別し、別個の集金形態と考える方が妥当ではなかろうか。

このことは「第3節藩営無尽の変質」にも引継がれているようである。しかし本節で紹介されている南部藩営「惣益講」(嘉永3年開始)は殖産興業資金調達の事例として、今後注目されて然るべきであろう。第4節の武家無尽は藩営の場合と異なり、いわば低所得層である武士層の生活資金調達という側面を含んでいるのである。

「第5節村落共同体無尽の変質」は、集金された資金運用の問題をあつかって大変興味深い。すなわち僻地といわれ、経済後進性を強調されてきた東北地方において、著者の意図とはなれて、目覚ましい近世的経済発展の様相がまざまざと浮びあがってくるからである。

「第5章明治前期の庶民金融の展開」は「第1節産業構造の改革、第2節商業資本の近代化、第3節庶民金融の形成、むすび」から成る。すなわち第3節に至って維新後の無尽金融の諸事例が紹介されることになる。

巻末に付された2篇は『二十年史』編纂の経緯や、またそのために各地に史料を求めて歩いた苦労話が述べられており、著者の真摯な研究態度が滲み出ている。

以上本書の概要を紹介してみた。これまでもふれたように、著者はあらかじめ設定された構図の枠組を傍証するために、博搜の史料を引用されている。ただ〈無尽〉〈金融〉というキーワードを用いて集めた多様な事象を、いわば生のまま提示されているため、議論の展開とうまくかみ合っていない箇所がまま見受けられるように思えるのである。たとえば集金機能と資金供給機能、集金の目的と資金の用途、資金を必要とする側の性格等々が整序されないまま、金融という大枠だけで論じられているため、読みすすんでいく上で混乱を覚えたことは否めない。以下そうした例を2,3あげてみよう。

「表60 西磐井郡金沢町佐藤家貸付目的別金融表」(346頁)によると、幕末期この地域での資金需要の大きなものとして、次のものがあげられている。農業資金として「土地購入、小作地回収、名子の新百姓への自立、肴粕・馬の購入」、工業資金としては麻加工業が最も多く、商業資金としては「紅花、棒、五十集、麻、居酒屋開業」が中心となっている。また寛政期九戸郡普代村の鉾山開

発によって、銑鉄の供給増加、それによる鎌・鍬加工業の発達、牛馬による輸送業の展開等に関連して、この地方での無尽金融隆盛の要因が述べられている(353頁)。こうした市場指向の農民による新しい経済行動の活潑化が史料に明示されているにもかかわらず、このことが、上から下への支配と収奪という図式に著者が拘束されているため、正当に評価されないままになってしまう。

また著者が多年集めた無尽手形を年代的に整理したという表30(享保18年から慶応4年まで)をみると(225~7頁)、年代の明記されているもの101件のうち、寛政以前は8件、寛政・享和期16件、残り77件は文化以降のものである。史料残存の偶然性を考慮してもなお無尽金融が幕末期に集中する、あるいは増加しているといつてよいであろう。先の農工商それぞれの展開と関連させると、ここにも新しい経済行動を開始した農民の姿が浮び上ってくるのであり、近世とくに幕末期におけるこの地域(広くは東北地方)を、僻地あるいは後進地域としてとらえるこれまでの考え方をかえる必要が出てくるのではなかろうか。

「表23三十人講仕法表」(168頁)は次のように読む方が判り易いように思える。すなわち各項目のうち最初の「掛金」欄は鬮取りの済んでいないもの一口当り掛金額であり、口数は漸減し21回目からは掛金ゼロとなる。次の掛金欄のうち小見出し「一会掛金」はその掛金総額を示す。つづく「取番出金利子」は落鬮したものが次回から出金すべき掛金額と「取金」の利子を加えたものに口数をかけたもので、その額は口数がふえるにつれて増加する。21回目から記載がないのは以下同額となることを意味するものであろう。両者の合計が「小計」欄の出金総額とならねばならない。「取金」の項は記載の通りであるが、次の「口数」は取金の済んでいないものであって、口数が会毎に一口づつ減少する。従って取金したものの口数欄が別に必要となり、そこでは2回目から一口づつ増加し、総口数は常に30口と一定になる筈である。「割戻」の項がまえとあとに2つみられるが、一方が銀、他方が金表示となっているだけで、同一のものであると考えられる。

この種の計算には、しばしば金1両=銀60匁の法定換算率が便宜的に用いられる場合がある。従って「割戻」一口当り銀3匁、30口分銀90匁であり、金表示では1両2分となる。初回の掛金一口当り銀120匁30口分は銀3貫600匁であり、金60両と計算される。

「表24紀州馬場家芳潤講(天保10年)」(169頁)の初会取金額1貫500文の「文」は「匁」の誤植と思われる

が、一口当り掛金銀200匁、口数60口の集金総額銀12貫目の取金としてはあまりに小額である。もっとも取逃無尽の場合が考えられるが、その点について本文の説明が欠けている。「満期残り30人には満会の時5300匁ずつ支払う」(同表[注])ということであるが、ちなみに満会(30回)までの一口当り掛金総額を試算すると銀4貫500匁となるはずである。

このように本書を読むにあたって、掲載されている史料や表を読者の方で改めて読み直すことで、幾多の新知識を得ることができよう。以上の指摘は少しも本書の存在意義を低めるものではない。むしろ豊富な事例を広く学界に提供するものとして評価されねばならないことはいうまでもないことである。

庶民金融機能を果すもう1つの経済制度である質屋業については、渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎氏の共著『日本の質屋』が昭和57年6月に刊行された。本書は全国質屋組合連合会の百年史編纂の企画に由来し、昭和43年以来、実に十有余年の歳月をかけて完成に至った努力の結晶である。

神奈川県質屋組合連合会理事という多忙の身にありながら、『近世質屋史談』昭和47年を私刊され、また『浦賀奉行所関係史料』4冊を翻刻刊行されるなどの篤学の士、鈴木亀二氏が本書の「近世編」310頁を執筆され、また「資料編近世編」24頁の解題と史料3点の翻刻も行なっている。また『明治期日本特殊金融立法史』昭和52年の編著ほか多数の論文をもって著名な金融史研究者である駒沢大学教授渋谷隆一氏が、本書の「近代編」250頁を執筆され、また「資料編近代編」75頁の解題と翻刻には早稲大学大学史編集所嘱託石山昭次郎氏が当たられている。3人のチームワークは美事な連係プレーとなって、本書を実りあるものとしている。

本書の構成を紹介することで、その内容を窺うこととする。「近世編」「近代編」「資料編」の3編のうち、研究叙述の2編はそれぞれに序説として「研究の方法と課題」をのべ、これをうけて部・章・(節・目)に分けて論証の委曲をつくしている。

「近世編第1部江戸の質屋、第2部京都の質屋、第3部大阪の質屋、第4部諸国の質屋」には、それぞれ4ないし3の章があり、質屋統制にかかわる法令・制規について幕府法や藩法、さらに質屋仲間法などから広く集め、これにもとづいて質屋営業の制度的枠組を詳細に論じている。近世編の章立てでの主題を示すと、江戸の質屋に関しては元禄年間の「質屋惣代会所の興廢」・享保改革

の質屋政策の展開「株立・運上の創始と曲折」「質屋仲間の解放と再興」の4つからなる。京都の質屋については元禄・享保期における「質改会所の変遷」、中期以降の「株立と惣仲間体制の確立」、天保期・慶応年間の仲間解放と再興運動の挫折の3つである。大阪の質屋については「三郷質屋仲間の機構とその沿革」において市中の場合を論じ、在方の事情は「摂河在々質屋の株立・支配」で扱い、また市中に戻って「小前質屋の台頭とその影響」を述べている。三都における質屋統制法のあり方を年次的に扱ったのに対して、諸国の質屋についてはむしろ問題別に史料を取上げている。すなわち「質屋取引制と諸危険負担」「質屋利率と流質諸規程」「質屋仲間と諸運上・冥加」の3つにおいて各地の事例を紹介する。例えば第28表「質物利率・流質規程」には9頁にわたって、北は津軽から南は薩摩に至る86箇所におよぶ事例が列挙されて、全国的概観に便たらしめている。同様に第31表は「冥加・運上」について35の諸国事例をあげて、本文叙述を補っている。諸藩質屋統制の叙述において、地方史研究の成果が摂取され、引用原典検索の便宜を提供している。ただ地方史研究盛行のなかに折々見られる質屋営業の具体的経営分析にまで筆が及ばなかったことが惜しまれる。もっとも序説において著者が今後の課題として指摘しておられるように、1. 社会経済史的背景への言及、2. 日常営業の実体分析、3. 利用者実体の解明、4. 質屋関連業種との関係究明、5. 農間質屋の研究、6. 質屋アウトサイダーの質取実体、7. 質屋系譜の中世への遡及の7点は、何れも重要な問題であるから、本書によってそうした研究課題に取り組むための堅固な土台を構築したというメリットを認めるべきであろう。

近代編の主題は、第1部「資本主義の発展と質屋」、第2部「質屋行政の展開と質屋業界」の2つにおいてそれぞれに設けられた4章の見出しに明示されている。すなわち1. 「私営質屋の展開と貸付基盤」は各種統計を利用して質屋店舗数や質置主・貸付金規模と職業別分布

の相関や、また借請金用途分類などを行ない、全国的な見透しでの動向を解明しておられる。2. 「利子生み資本としての私営質屋」は質屋利子・流質物処分を取り上げて、質屋資本の機能をマルクス「資本論」の規定に則するように定義された。3. 「私営質屋の再生産構造とその特質」においては、質屋経営規模の大小や親質子質にみられる組織系列の構造、あるいは銀行などの金融機関とのかかわりを論じ、質屋営業の資金調達メカニズムを明らかにされた。そしてこの章の補論として「質屋業展開の事例分析」を行ない、大質屋・中位質屋の2事例についてその経営の詳細な具体例を提示されている。近世編での欠を補うと共に、貴重なケース・スタディである。

私営質屋に対して大正元年から始まる4. 「公益質屋の展開過程」を跡づけ、質屋利用者階層への社会政策的対応のあり方を論じ、その限界を指摘している。

第1部で私営・公益両質屋業そのものを検討したあと、第2部は質屋行政の展開について、1. 「私営質屋行政の展開」を年次的に扱い、2. 「公益質屋法の制定と業界」を論じて私営質屋の衰退の一因となったかかわり方を明らかにしている。3. 「利息制限法と質屋利子」は特殊な金融形態をとることから生じる質屋利子が、一般的な低金利政策のもとに組み込まれていく様相を述べている。4. 「戦時体制下の質屋営業統制」では、乏しい資料のうちから、公的庶民金融機関の整備拡充によってますます閉塞していく状況を描いている。著者の叙述は手堅く各種資料を駆使し、明治以来の業界史としてというよりも、学問的な金融史研究のなかに質屋金融研究を位置付けたものと評価できるであろう。

資料編近世編は「質屋仲間規定書(写本)」「質屋仲間定法書(京都)」「質株諸出銀配分定額」の3点を収め、貴重な史料を提供している。近代編もまた質屋統計、各種法令、全国質屋連合会規約、質屋名簿など22点を収め、今後の研究に資することが大きい。ともに本書の価値をいっそう高めるものといえよう。

(神戸女学院大学家政学部)